（単位地域の名称）
　埼玉県Ｂ
（変更前の登録実施機関の名称）
　一般社団法人埼玉県乗用自動車協会
（変更後の登録実施機関の名称）
　一般社団法人埼玉県ハイヤー・タクシー協会
（登録実施機関の住所）
　埼玉県さいたま市浦和区高砂３―10―４　八千代ビル１階
（登録実施機関の代表者名）
　三上　秀樹
（変更前の登録事務等を行う事務所の名称）
　一般社団法人埼玉県乗用自動車協会
（変更後の登録事務等を行う事務所の名称）
　一般社団法人埼玉県ハイヤー・タクシー協会
（登録事務等を行う事務所の所在地）
　埼玉県さいたま市浦和区高砂３―10―４　八千代ビル１階
（登録番号）
　埼玉県Ｂ―１号
（変更年月日）
　令和８年６月17日

法　　務

公証人任免

東京法務局所属公証人森悦子は願により公証人を免ぜられた。

作原大成は公証人に任命され、東京法務局所属公証人森悦子の後任を命ぜられた。（以上六月十七日）（法務省）

労　　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条の規定に基づき、都道府県労働局ごとに指名した関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、令和６年９月１日付けで指名した者及び補欠の場合におけるこれらの者の後任については、本年８月31日をもってその在任予定期間が経過することとなり、同法第５条及び同法施行令第２条第１項の規定に基づき、新たに当該都道府県労働局ごとに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名する必要があるので、資格がある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和８年６月24日

厚生労働大臣　上野賢一郎

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、当該都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　令和８年７月30日

４　推薦書及び添付書類提出先　都道府県労働局労働基準部労災補償課

様式

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

（備考）

１　提出部数は正副２通とすること。

２　履歴書２通を添付すること。